

# 一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

東村山市議会議長 あて

2024 年 2 月 14 日

議席番号 25 番

質問者 さとう直子

記

## 1. 市民の命とくらしを守る防災対策

1 月 1 日に起こった能登半島地震ではいまだに 1 万人以上の方々が避難生活を余儀なくされています。1 日も早く元の生活に戻れるようお祈りいたします  
渡部市長は施政方針説明の中の防災対策の項目で昨年 9 月に東京都との合同総合防災訓練の中で、市単独の訓練では得難い多くの成果や課題を得ることができたと言われています。その成果と課題とはどのようなものか具体的にお伺いします。

### 1) 防災計画について

- ① 合同防災訓練の課題を元に東村山市として防災計画のどのような見直し・点検を行ったか伺う
- ② 今回の能登半島地震では道路の寸断、ライフラインの遮断の影響が大きくあらわれているが、当市のように生活道路の狭い地域では同様に道路、特に避難路の寸断が考えられるが、市としてどのような対策をとっているか伺う
- ③ 避難路の遮断の要因としてブロック塀の倒壊が考えられるが、市として特に留意していることがあれば伺う
- ④ 大阪北部地震の際、ブロック塀が倒れて小学生等が死亡するという事故が起き、市としても学校のブロック塀は点検を行い対応をとられています。民間で新たにブロック塀を設置するものには建築基準法の規定を遵守した構造となるように指導していると地域防災計画にも明記されています。また、危険ブロック塀の解消促進のため市内の危険ブロック塀の状況を定期的に調査し、危険ブロック塀の解消状況を把握していく。とあります市内には危険ブロック塀は何か所あるか伺います

④ 既存の危険ブロック塀に対して、定期的に解消状況を把握しているのであれば耐震診断を行うような条例の制定などは検討されてきたのか伺う

⑤ 市内各地で水道管、下水道管を耐震性のあるものへの交換が進められているが、その進捗状況はどのようになっているのか伺う

## 2) 避難所で安心・安全に生活するために

スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）に則った避難所の運営を

避難所生活を経験した人たちの声が掲載されている「BE KOBE」というサイトの中で困ったこと1位から5位の中で1位がトイレのこととされています。水が出ない、流れないこれが避難所のトイレの現実であった。また、夜になると男の人が毛布の中に入って来る、授乳しているのを男性にじっと見られるなどの性被害は東日本大震災の時にもあったと報告されています。このような二次的被害を防ぐためにもスフィア基準の2つの理念①被災者は、尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利がある ②災害による苦痛を減らすために、実行可能なあらゆる手段をとらなければならない

① 私自身が、地域の学校の避難所連絡会に参加し、仮設トイレの設置の訓練を行ったが、組み立てもなかなか手間取り時間がかかって大変だった。もし夜間であれば、組み立てそのものも困難ではないかと考えるが見解を伺う

② 仮設トイレの設置場所は衛生面や臭いの問題から、校庭のはずれに設置した方がよいとのことで体育館から離れた場所に設置してみたが、女性や子どもが安全に利用できるのか不安が残るが、見解を伺う

③ マンホールトイレの設置を拡大する計画となっているが、下水管が使えない場合も使用可能か伺う

④ 避難所でのプライバシーを守るためにパーテーションは必須と考えるが、避難所ごとに十分備蓄がなされているのか伺う

⑤ 感染症の心配があるが、感染症に罹患している避難者の対応はどのようにするのか伺う

⑥ 要配慮者への支援内容は支援を要する理由の状況によって異なると考えるが以下の理由ごとにどのように確保されるのか伺う

- 1) 心身障害者
- 2) 体力的に衰えのある高齢者
- 3) アレルギーを持つ方
- 4) 妊産婦や乳幼児と一緒に避難されている方
- 5) 日本語の理解が難しい方

### 3) 震災時の火災を減らすために

- ① これまでも共産党は「感震ブレーカー」の設置補助をと求めてきたが当市では検討が進まない。当市のように狭隘な道路に囲まれて生活せざるを得ない環境では火災を未然に防ぐことが重要と考える。その為にも「感震ブレーカー」の設置拡大が必要と考えるが、見解を伺う
- ② 東京都で木造住宅密集地域と指定されている地域には「感震ブレーカー」を無償配布しているが、当市で対象エリアとなっている地域はあるのか伺う
- ③ 対象地域の方々に無償配布される地域であることを周知することは行われているか伺う